

2011年11月11日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局上海市分局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第197号)

国家外貨管理局上海市分局、 貨物貿易外貨管理制度に係る『確認書』の手続を 2011年11月18日まで延長

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は、2011年11月10日付で、『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」の署名手続期間を延長することに関する通達』(以下、『通達』という)を公布しました。国家外貨管理局上海市分局は、新たな貨物貿易の外貨管理制度の実施に伴い、上海市で輸出入業務に従事する一部企業に対して『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』(以下、『確認書』という)の署名・提出を求めていましたが、その提出期限を**2011年11月18日まで延長**する旨、規定したものです。

『通達』は上海市で輸出入業務に従事する企業を対象とした規定です。上海市以外の地域では関連する手続などが上海市とは異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、または関連当局までお問い合わせください。

国家外貨管理局は今年9月、『貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』(国家外貨管理局公告2011年第2号、以下、『2号公告』という)を公布。2011年12月1日以降、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省(除く寧波市)、福建(除くアモイ市)、大連市、青島市を試行地区に指定し、従来の照合(中国語の「核銷」)制度に代わる新たな外貨管理制度を試験的に導入すると発表しました¹。『2号公告』では貨物貿易に係る外貨受取・支払に対するモニタリング強化を図るため、新たに「貨物貿易外貨モニタリングシステム」(以下、「モニタリングシステム」という)と呼ばれるシステムを導入すると規定。従来の1件ごとに企業の輸出入と外貨受取・支払金額とをチェックする照合手続に代わり、新たに導入する「モニタリングシステム」を利用して企業の貨物流と資金流との一致性に対して定期的に総量確認検査を行う旨、規定しました。

10月に入り、国家外貨管理局は『貨物貿易外貨管理制度試行に関する問題についての通達』(匯發[2011]39号、以下、『39号通達』という)を公布し、試行地区における関連手続の明確化を図ったほか、「モニタリングシステム」への企業情報の入力作業を遂行するため、試行地区だけではなく非試行地区の企業に対しても『確認書』の手続を行うように求めていました²。

この措置にあわせ、国家外貨管理局上海市分局も、『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての通達』および『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての補充通達』を公布し、上海市で貿易に従事する一部企業に対して、2011年11月11日までに『確認書』の署名・提出を行うように求めていました³。

この度公布された『通達』では、『確認書』に係る提出期限を**2011年11月18日まで延長**。一部企業から、11日

¹ 『2号公告』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第191号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.191.pdf

² 『39号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第195号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.195.pdf

³ 『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての通達』および『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての補充通達』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第196号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.196.pdf

までに手続を行うことができない状況にあるという意見が寄せられたことを考慮し、国家外貨管理局上海市分局では、『確認書』の提出期限を延長することにより、企業による『確認書』の手続の徹底を図っています。

『確認書』に係る手続につきましては、以下をご参照ください。

□ 『確認書』の署名・提出が必要な企業

企業による『確認書』の署名・提出に係る手続につき、国家外貨管理局上海市分局は『「受取・支払確認書」に係る手続を行う企業リスト』を制定し、約9,000社にのぼる貿易企業に対して『確認書』の手続を要求⁴。また保税區や輸出加工區などの保税監督管理区域企業に対しては、すべて『確認書』の手続を行うように求めています。

ただし輸入貿易業務に従事している企業で、2010年にすでに『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』を提出し、「輸入単位外貨支払リスト」に掲載されている企業は、『確認書』の内容に異議のない場合、この度、新たに『確認書』に係る署名・提出を行う必要はありません⁵。

『確認書』の署名・提出が必要な企業

- 『「受取・支払確認書」に係る手続を行う企業リスト』に掲載された企業。
- すべての保税監督管理区域企業。

ただし以下の条件に該当する場合、『確認書』に係る手続は不要。

- 2010年にすでに『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』を提出し、「輸入単位外貨支払リスト」に掲載されており、『確認書』の内容に異議のない企業。
(保税監督管理区域企業は、『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』を提出しているか否かに関わらず、すべて『確認書』に係る手続が必要。)

□ 『確認書』の手続時に必要な資料

『通達』では、『確認書』の手続時に以下の書類を提出するように求めています。

『確認書』の署名・提出が必要な企業

- 単位公印を押捺した営業許可証および組織機構コードのコピー。
- 法人代表がサインしかつ単位公印を押捺した『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』、『確認書』。
(『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』、『確認書』のフォームは国家外貨管理局の以下のURLよりダウンロード可能:
http://www.safe.gov.cn/model_safe/wsfw/wsfw_detail.jsp?ID=1701000000000000000,1)

【保税監督管理区域以外の企業】

- 「輸出受取外貨照合書受領証」もあわせて提出。

【保税監督管理区域内企業】

- 『保税監督管理区域外貨登記証』もあわせて提出。

□ 『確認書』の提出期間

2011年11月18日まで延長。

□ 『確認書』の提出先

- 国家外貨管理局上海市分局(陸家嘴東路181号4階 籃球場、3号門)。
- 保税監督管理区域内企業は、国家外貨管理局上海市分局經常項目管理处外高橋保税區事務所(基隆路9号1301室)での手続も可能。

⁴ 『「受取・支払確認書」に係る手続を行う企業リスト』(中国語:《办理〈货物贸易外汇收支业务办理确认书〉的企业名单》)につきましては、お近くの「みずほ」までお問い合わせください。

⁵ 国家外貨管理局上海市分局は2010年8月、『輸入代金支払照合制度改革前期準備業務遂行に係る問題についての通達』を公布し、上海市内で輸入業務に従事する企業に対して、『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』の作成・提出を要求していました。当該通達の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第124号をご参照ください。

『通達』詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および4ページの中国語原文をご参照ください。

また手続きに必要な『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』および『確認書』につきましては、5～7ページをご参照ください。

国家外貨管理局上海市分局
『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」の
署名手続期間を延長することに関する通達』

先日、一部企業が当局に対して、事情により11月11日までに『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』(以下、『確認書』という)に係る署名手続を行うことができないとの連絡があった。企業の実際の状況を考慮し、ここに、『確認書』に係る事項につき、以下のように通知する。

1. 企業による『確認書』の手続期間を、11月18日まで延長する。手続場所は変更しない。
2. 各銀行および所属拠点機関は、企業に対して、『確認書』の署名手続に係る資料および手続場所に関して説明しなければならない。

以上

国家外貨管理局上海市分局經常項目管理処

2011年11月10日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

关于延长企业签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》办理时间的通知

日前，部分企业向我们反映因故无法在 11 月 11 日前办理签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》（以下简称《确认书》）的手续。考虑到企业的实际情况，现将延长办理《确认书》的事项通知如下：

- 一、 企业签署《确认书》办理时间延长到 11 月 18 日，办理地点不变；
- 二、 各银行及所属分支机构须向企业说明办理签署《确认书》携带的材料和办理地点；

特此通知

上海市分局经常项目管理处

2011-11-10

贸易外汇收支企业名录登记申请书

国家外汇管理局上海市分局：

本公司因业务需要，申请加入“贸易外汇收支企业名录”。现根据《货物贸易外汇管理试点指引》及实施细则要求填写相关信息并提交以下资料，请予以登记。本公司保证所提供的信息和资料真实无讹。

☐ 《企业法人营业执照》或《企业营业执照》副本

☐ 《中华人民共和国组织机构代码证》

☐ 《对外贸易经营者备案登记表》/《中华人民共和国外商投资企业批准证书》/《中华人民共和国台、港、澳投资企业批准证书》

（注：以上资料均需提供原件及加盖企业公章的复印件。）

企业代码		企业名称	
经济类型代码或名称		行业类型代码或名称	
是否保税监管区域企业	是 否	保税监管区域类型	
法定代表人姓名		法定代表人身份证/护照号码	
海关注册号		工商注册号	
外币注册币种		外币注册资金	
人民币注册资金		最初设立日期	
经营范围			
企业地址			
邮编		电话	
传真		电子邮箱	
企业联系人		联系人移动电话	

法定代表人签字：

单位公章：

申请日期： 年 月 日

注意事项及填表说明：

请认真阅读以下填表说明，按要求填写相关事项，因填写不准确造成的后果自行承担：

1. 企业代码：应为“组织机构代码证”的代码，共 9 位；
2. 经济类型代码及名称：按照“经济类型代码及名称表”内容选择其中一项填写（可现场对照填写）；
3. 行业类型代码及名称：按照“行业类型代码及名称表”内容选择其中一项填写（可现场对照填写）；
4. 是否保税监管区域企业：是否为“保税区”、“出口加工区”、“保税物流园区”、“保税港区”、“保税物流中心”、“综合保税区”企业，填写是或否；
5. 海关注册号：应为“海关进出口货物收发货人报关注册登记证书”中“海关注册登记编号”，共 10 位；
6. 工商注册号：应为营业执照中的“注册号”，共 15 位；
7. 最初设立日期：应为营业执照中的“成立日期”；
8. 经营范围：应为营业执照中的经营范围。

货物贸易外汇收支业务办理确认书

本企业已知晓、理解《中华人民共和国外汇管理条例》以及货物贸易外汇管理法规规定，并已仔细阅读、知晓、理解本确认书告知和提示的外汇局监管职责。

- 一、 依法从事对外贸易。对于本企业具有真实、合法交易基础的货物贸易外汇收支，在按规定提交有关真实有效单证的前提下，享有根据外汇管理法规规定便利办理货物贸易外汇收支的权利。
- 二、 对外汇局的具体行政行为包括行政处罚等，享有依法进行申诉、提起行政复议和行政诉讼等法定权利。
- 三、 接受并配合外汇局对本企业货物贸易外汇收支进行监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料；按规定进行相关的业务登记与报告；按照外汇局分类管理要求办理货物贸易外汇收支业务。
- 四、 若违反外汇管理法规规定，接受外汇局依法实施的包括罚款、列入负面信息名单、限制贸易信贷规模和结构、限制结算方式、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。
- 五、 知晓并确认本确认书适用于货物贸易外汇收支。本企业资本项目、服务贸易等其他项目外汇收支按照相关项目的外汇管理法规规定依法办理。本确认书未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行；相关外汇管理法规规定发生变化的，以新的外汇管理法规规定为准。
- 六、 本确认书自本企业签署时生效。本企业将认真学习并遵守货物贸易外汇管理法规规定，积极支持配合外汇局对货物贸易外汇收支业务的管理。

企业（公章）：

法定代表人（签字）：

年 月 日

为进一步促进贸易便利化，更好地为企业服务，全面实施国家依法行政纲要，推进政府职能转变，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及货物贸易外汇管理法规规定等，制定本确认书，提示企业相关外汇管理法规规定和依法享有的权利。企业签署本确认书并认真执行，享有依法便利办理货物贸易外汇收支业务的权利。

外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定，在货物贸易外汇收支具有真实、合法交易基础，满足有关单证真实性及其与外汇收支一致性审核要求的前提下，对货物贸易外汇收支不予限制。

外汇局根据国际收支形势等具体情况，制定、调整货物贸易外汇管理法规规定，并依法通过文告、外汇局政府网站等适当的公开、透明的方式予以公布。

外汇局依法对企业货物贸易外汇收支进行监督检查。对企业未能遵守货物贸易外汇管理法规规定的行为，按照《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。